

◎天皇と皇室の500年—財政から考える

- ・ 応仁の乱～戦国時代：荘園公領制の崩壊と京都の衰退。天皇・朝廷の経済的没落。
- ・ 織豊政権～徳川時代：織豊政権と徳川幕府による経済的庇護。近世国家の一機構として朝廷が再建。
- ・ 明治維新～1945年：大規模な皇室財産の編入。皇室財政は議会（国民代表）から自律。
- ・ 1945年～：皇室財産の解体。皇室財政は議会（国民代表）に従属。

◎戦国時代の天皇

- ・ 応仁の乱以降、朝廷は財政基盤を喪失→天皇は終身在位（を余儀なくされる）。

後土御門天皇（1442～1500年）：在位1464～1500年。

後柏原天皇（1464～1526年）：在位1500～1526年。

後奈良天皇（1496～1557年）：在位1526～1557年。

正親町天皇（1517～1593年）：在位1557～1586年。

- ・ 天皇が生前に譲位して院政を布くという中世的な伝統の中断。様々な儀礼の中断。大嘗祭すら中断。
- ・ 末柄豊『戦国時代の天皇』（山川出版社、2018年）

天皇が三代続けて在位中に没した直前の事例は、なんと、七世紀の斉明・天智・天武天皇の三代にまでさかのぼる。逆につきに同じ事態があらわれるのは、仁孝・孝明・明治の三代にまで下らなければならない。…戦国時代の天皇の終生にわたる在位は、本人が望んだものではなく、もっぱら経済的な理由によるものであった。譲位を遂げても上皇があらわれると、天皇の御所である禁裏のほか、上皇の御所である仙洞が必要になるなど、大幅な経費の増加を招くが、その負担が叶わなかったのである。

- ・ 池享『戦国・織豊期の武家と天皇』（校倉書房、2003年）

彼らは天皇の地位の座に恋々としていたわけではなく、御土御門天皇は政務が意のままにならないと再三譲位を希望したという。老境に達すれば、息子に地位を継がせ安心して余生を送りたかっただろう。しかし、代替わり儀礼にかかる莫大な費用や、院政を布いた場合に必要の仙洞御所造営を考えると、許されることではなかった。…死後も葬儀費用が捻出できないため、御土御門天皇の遺体は四十九日間も放置されるという前代未聞の事態となった。後柏原の場合は二十五日間だったが、夏場にかかっていたため遺体が膨張して棺に納まらない有様だった。後奈良天皇に至っては、遺体放置は二か月半の長きに及んだ。これでは、安心して死ぬこともできなかつただろう。

◎近世の天皇

- ・ 豊臣政権：朝廷への財政的支援→江戸幕府：禁裏御料3万石の設定（～1705年）。
- ・ 近世における天皇・朝廷の固有の機能。
 - ①形式的ではあるが、徳川宗家当主を征夷大將軍に任命することは天皇しかできない。
 - ②幕府は古代律令制の官位を利用して大名序列を明示。
 - ③天皇・朝廷しか持ちえない宗教的権能を徳川氏の権威付けに利用するという意図。

◎近代国民国家の形成と近世朝廷の解体

- ・近世朝廷の所領（禁裏御料、仙洞御料）は山城国（現在の京都府南部にあたる）に集中。
- ・近世を通して禁裏御料・仙洞御料の村々から様々な献納や奉仕提供。東京「奠都」（明治2年）→天皇の「留守中」という理由で、献納の廃止を通達。明治4年大嘗祭においては、「地方産物献上ノ儀ハ一切被停止」。
- ・豊明節会（新嘗祭の翌日の辰の日や、大嘗祭(会)の午の日に行われた宴会のこと）では外国人への賜饌。
副島種臣外務卿の祝辞：「天皇の世系連綿絶る事無きは日本国民の幸なるに、其権今日に興り全国一主の統御に歸して我民の幸を更に重する事は云に及はず、我と交る外国人の幸となる事疑有る可からず」。
- ・なぜ、近世朝廷の地域的基盤（近世天皇の領主的背景）は解体されたのか？

◎近代における皇室財産の形成

- ・明治初期において、皇室・宮内省の経費は政府財政から支出。日本の場合、前近代の封建領主筆頭が近代の立憲君主に転化・成長したわけではないため、政府から自律した「王領地」は存在しない。
- ・明治14年政変：9年後の議会開設が決定→皇室を議会（国民代表）の意思から自律させることが課題に。
 - ①皇室の法的自律性（議会の立法権からの自律）：皇室典範（1889年）を皇室の「家法」としてさしあたり規定し（～1907年）、議会制定法は皇室の事務を規律できないとする。
 - ②皇室の財政的自律性（議会の予算審議権からの自律）：国庫支出の皇室費は定額+減額修正不可（明治憲法、皇室典範）。皇室財産の設定：有価証券、土地。皇室における歳入・歳出の体系の創出。

◎皇室財政の展開

- ・帝室会計法(1888年)によって始動。当初は財政難→日清戦争賠償金2000万円の皇室財産編入による安定。
- ・歳入：国庫支出の皇室費（当初は300万円→1910年以降は450万円）+有価証券投資の収益。1914年度以降は御料地経営の収益が加わる。
- ・歳出：天皇・皇族の歳費、宮内官の俸給、外賓の接待費、宮殿・庁舎などの修繕費、学習院の運営費、行幸啓費、恩賜など多岐にわたる。明治期は300～900万円代、大正～昭和期は900～2300万円程度、1944年度は2881万9964円、1945年度は4835万2004円。

◎近代における恩賜金支出

- ①皇族、華族、宮内官、高級官僚への恩賜金。
 - ・全容は掴みづらいが、非常に多い。「皇室の藩屏」たちへの手厚い支援。メディアではほとんど報道されない。
- ②災害罹災者、病院・孤児院、傷痍軍人（「廃兵」）、御料地が所在する地域、空襲被害者などへの恩賜金。
 - ・米騒動、第一次世界大戦後、昭和恐慌期、日中戦争～アジア・太平洋戦争期に集中的に支出されている。
 - ・メディアでさかんに報道される→恩賜という②のイメージが定着していく。

◎御料地経営の展開

- ・明治中期までは鉱山経営も行っていたが、基本的には山林と農地経営の二本柱。
- ・日露戦後において御料林経営が確立→1914年以降、皇室の主要な財源の一つに。

- ・1910年代前半において農地への大規模な投資が計画されるが頓挫。農地処分方針が決定される（1918年）。
- ・神楽村御料地争議（1920～1924年）：宮内省は調停に苦慮し、最終的に御料地を払い下げ。
- ・1920年代後半以降、農地は急速に処分されていく。
- ・昭和戦時期における御料林増伐（木材供出）と国土破壊の進行。

◎有価証券投資の展開

・明治期～第一次世界大戦期においては株式を選好。銘柄は日本銀行、横浜正金銀行、日本郵船など。発行市場において額面価格で株式を取得するという戦略。

・大戦間期においては国債と地方債を選好。皇室の主力銘柄である金融・海運業は、大戦間期において増資をあまり行わなかったため、新規の投資機会を掴みづらかった。

- ・1937～1942年ごろまでは社債を選好。戦時国債の購入には消極的。
- ・帝室会計審査局（皇室における決算検査機関、宮内省の外局）の批判（1943年）。

帝室会計に於て保有せらるるが如き确实且国債に比し利廻良き社債券は政府の尽力なくとも容易に消化せらるるに反し、国債に在りては政府に於て凡ゆる機関を通し努力を為すと雖、全額の消化を見るは容易のことにあらず、下級官吏等に至る迄手当金の一部を国債を以て支給さるるに至れるもの此の間の消息を語るものと謂ふべく、一億の国民全部が〔宮内省内蔵寮の〕答弁の如き見解を以て公債に臨まんか国家の将来洵に寒心に堪えざる所なり。

→1943年以降、戦時国債を購入するように。

◎占領期における皇室財産の解体

- ・GHQは民主化の一環として、皇室財産を公開（1945年10月）。

→国民は衝撃。「一君万民」、「家族国家」といった支配的なイデオロギーに亀裂。

埼玉県浦和市在住主婦K・Mの投書（『東京新聞』1945年12月17日）

私は、私達と同じやうに寒さと飢ゑとに明日を心配しながら暮らさねばならない人達と一緒にこの社会を呪ひます。一方に金持は益々富をふやし、気の利いた悪人達はどさくさを利用して甘い汁を吸ってゐます。苦しんでゐる人達にはなんの罪もないのに、楽をしてゐる人は殆ど悪人です。こんな世の中をどうして一君万民の（前田〔多門〕文相のことばです）有難い国体だなどと嘘をいつてくれるのでせう。政治を恣にし、国民を騙し、大衆の犠牲の上に現在の生活を営んでゐる特権階級、全大臣を含む政治家や著名な人達が唱へる国体護持と天皇制擁護を、私は全身の憎しみを以て本能的に反対しなくてはゐられません。かれらのためにのみ有用であり、われわれには全然無関係な天皇を存続させる必要を私は少しも認めないのです。義は君臣にして情は父子の一家族国家とかいふものの正体を私は知つてゐます。あの莫大な富を占有した天皇と、米櫃の底を引搔いてやっとう芋で命をつなぐわれわれと、どこに父子の情があるのでせう。

- ・昭和天皇と宮内省は、皇室財産を政府・国民に下賜することによって、天皇権威をアピールすることを提案。民生の安定は国家再建の為刻下の急務なり。朕は先づ国民が各自の財産を国家に捧ぐべき諸税法の実施を待つことなく、皇室に属する財産を税法の予定する所に依り政府に下賜せむとす。（天皇から幣原喜重郎首相への「御話」、1946年1月25日）

→GHQに拒絶。国民と同様に、財産税（超高率の累進課税による一回限りの臨時税）を皇室にも賦課することによって皇室財産の約90%を解体（具体的には物納という形をとる）。

- ・日本国憲法施行（1947年5月3日）に伴い、憲法88条に基づき、残った皇室財産も国有財産に編入。
- ・皇室の法的・財政的自律性の解体。皇室典範は議会制定法の一つ。毎年の皇室費も予算に計上された上で、

国会の議決を経なければならない。

* 日本国憲法抜粋

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第88条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

◎象徴天皇制の出発

・戦後日本の皇室制度の最大の特徴は、皇室の法的・財政的自律性が否定され、皇室が法的・財政的に議会（国民代表）に従属している点にある。

・しかし、実質的な意味において、議会（国民代表）が皇室を法的・財政的に監督できているとは必ずしも言えないのではないか。近代における皇室自律主義のイデオロギー的な残滓。未完の占領改革。

（主要参考文献）

池亨『戦国・織豊期の武家と天皇』（校倉書房、2003年）

池田さなえ『皇室財産の政治史—明治二〇年代の御料地「処分」と宮中・府中』（人文書院、2019年）

奥平康弘『「萬世一系」の研究—「皇室典範的なるもの」への視座』（岩波書店、2005年）

加藤祐介『皇室財政の研究—もう一つの近代日本政治史』（名古屋大学出版会、2023年）

川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』（原書房、2001年）

坂本一登『伊藤博文と明治国家形成—「宮中」の制度化と立憲制の導入』（講談社学術文庫、2012年、初出は吉川弘文館、1991年）

末柄豊『戦国時代の天皇』（山川出版社、2018年）

高木博志『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財』（校倉書房、1997年）

藤田覚『天皇の歴史06 江戸時代の天皇』（講談社、2011年）

森暢平『天皇家の財布』（新潮新書、2003年）